愛媛労働局からのお知らせ

平成26年1月31日(金)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆さまへは、1月21日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

なお、口座振替をご利用の事業主の皆さまにつきましては、2月14日が口座振替納付日となっていますので、届出口座への入金をお願いします。

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ
愛媛県労働局　労働保険徴収室
☎089-935-5202

特定最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、平成25年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

①パルプ、紙製造業…1時間796円
②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業…1時間807円
③電子部品デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…1時間778円
④船舶製造・修理業、舶用機関製造業…1時間818円
⑤各種商品小売業…1時間714円

右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金(1時間666円)が適用されます。

問い合わせ
愛媛労働局　賃金室
☎089-935-5205
宇和島労働基準監督署
☎0895-22-4655

臨床心理士による「こころの健康電話相談」のお知らせ

心配ごとや悩みごとを抱えて1人で悩んでいませんか。家庭や職場について、心と身体の不調についてなど、臨床心理士が電話で相談に応じます。

※匿名可・秘密厳守

日　時
1月26日(日)　9時～17時

電話番号
☎089-956-3120
☎089-956-3130
※当日のみ通話可能

問い合わせ
愛媛県臨床心理士会事務局
☎089-913-7881

第3回愛媛の「看護にまつわるエピソード」募集

今年も2014年の「看護の日・看護週間」に向け、「看護にまつわるエピソード」を募集します。日常の中で「看護の心」を体験された皆さま、看護師になりたい、看護師の母への思い、忘れられない看護の場面等、皆さまからの応募をお待ちしています。

応募資格　愛媛県内在住者

※年齢、職業、性別不問

応募内容
エッセイのみ、800字以内で募集します。(必ず題名をつけてください)
次の①～⑥について記入してください。
①郵便番号・住所②氏名(ふりがな)③性別④年齢⑤電話番号・メールアドレス(ある方のみ)⑥職業

募集期間
平成26年1月6日(月)～3月14日(金)

※当日消印有効

応募方法　郵送またはメール

送付先
【郵送】
松山市道後町2丁目11-14
公益社団法人　愛媛県看護協会
【メール】
nursing-ehime@circus.ocn.ne.jp

賞金等
▼最優秀賞…図書券1万円分
▼優秀賞…図書券5千円分
▼入選…図書券2千円分

入賞作品発表・表彰
看護の日記念行事開催日
※平成26年5月11日開催予定

選　考　看護の日実行委員会

問い合わせ
公益社団法人
愛媛県看護協会事務局
☎089-923-1287

標準営業約款制度『Sマーク』をご存じですか！

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者(利用者)擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭に『Sマーク』を掲げています。登録店は、安全・清潔・安心を約束する信頼できるお店です。

厚生労働大臣認可

詳しくは、左記までお問い合わせください。

問い合わせ
(財)愛媛県生活衛生営業指導センター
☎089-924-3305